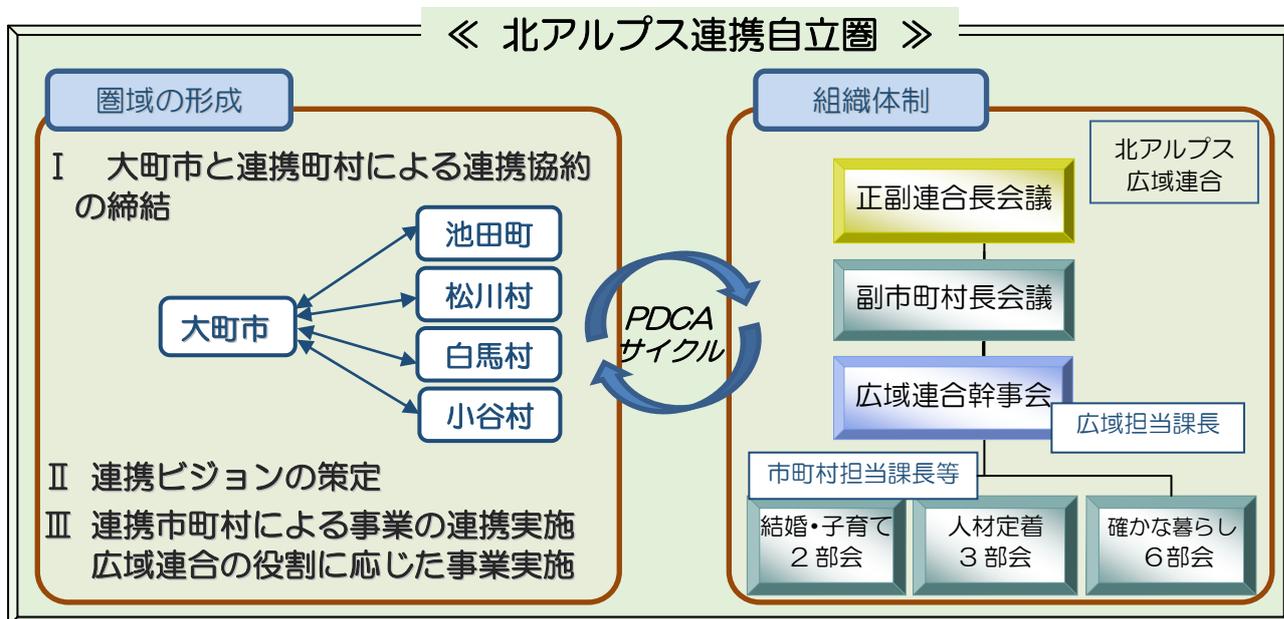


北アルプス連携自立圏の概要

28.3.29 連携協約合同調印式



I 北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約（地方自治法第 252 条の 2 第 1 項）

協議の整った施策分野について、連携市町村議会の議決を経て、大町市長と 4 町村長が相対で連携協約を締結

○ 圏域形成の目的

人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むため、圏域全体の地域活性化及び生活機能を確認し、充実させ、圏域への人材の誘導及び定着を促進する。

II 北アルプス連携自立圏連携ビジョン（連携協約第 5 条）

連携協約締結後、連携市町村長が協議して策定

○ 連携ビジョンの概要

1 圏域の状況及び将来像

圏域における課題の解決に向けて、各市町村において総合戦略を核とした取組を行うとともに、「新たな広域連携による地域力の向上と経済・生活圏の形成」を 5 市町村共通の戦略として総合戦略に位置づけ、個々の資源を活かしながら連携して取り組むこととした。

今後は、連携協約に基づく新たな連携施策に取り組むとともに、広域連合の機能強化を図り、以下の将来像を掲げ、人口流出を食い止めるミニダム機能を目指していく。

圏域の将来像

《多様性を活かした魅力づくりと活力の創出による心豊かな圏域》

《将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域》

2 連携ビジョンの期間

平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間

3 組織・推進体制

連携して取り組む内容及び役割分担については、北アルプス広域連合広域連携課題別専門部会等において協議する。

事業の推進にあたっては、連携市町村及び広域連合が連携・役割分担して取り組むとともに、広域連合は市町村の連絡調整を行うこととする。

なお、連携ビジョンには広域連合が事業主体となる事業についても掲載することとする。

4 連携協約に基づき推進する具体的取組 <平成 28 年度実施予定：4 分野・13 事業>

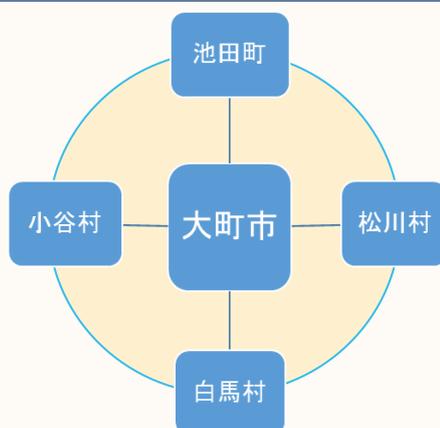
広域的に取り組むことで効果が期待され、協議の整った事業分野について連携

分 野	事 業 概 要	事業数
若者交流・結婚支援	若者交流イベントの開催	1 事業
移 住 交 流	移住相談窓口の設置、移住セミナー・魅力体験ツアーの開催	3 事業
福 祉	成年後見支援センター、消費生活センターの運営、障害者相談支援事業の実施、介護保険地域支援事業の検討	4 事業
圏域マネジメント能力の強化	職員研修・交流事業の開催、職員相互派遣の検討、合同調査研究	5 事業

Ⅲ 事業推進イメージ

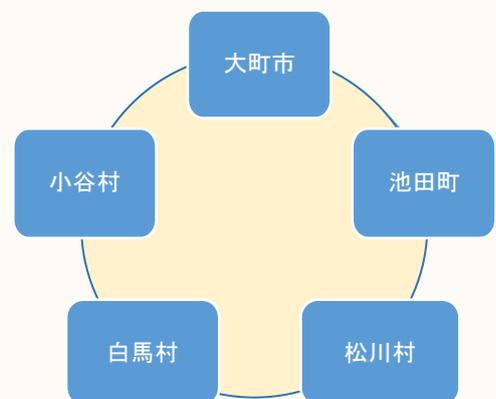
<タイプⅠ> 事業主体：大町市（事業予算）
4 町村と連携実施（町村：負担金）

【事業例】
移住セミナー、成年後見支援センター



<タイプⅡ> 事業主体：5 市町村（事業予算）
5 市町村が連携して事業実施

【事業例】
移住相談窓口、職員研修(相互乗入)



※ <タイプⅢ>：広域連合が事業主体となり事業実施。事業例：合同調査研究